宇治市監查委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年2月17日

宇治市監査委員

池上哲朗

松 岡 ゆかり

松峯茂

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を、宇治市監査基準 に準拠し実施した。

第2 監査の対象

総務・市民協働部及び議会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について 監査を実施した。

個人市民税・軽自動車税減免状況(市民税課)

固定資産税(土地・家屋・償却資産)減免状況(資産税課)

所得証明等手数料収入状況(市民税課)

閲覧·評価証明等手数料収入状況(資産税課)

納税証明手数料収入状況 (納税課)

督促手数料収入状況 (納税課)

住民訴訟賠償金収入状況 (契約課)

報償費支出状況 (契約課)

委託料支出状況(契約課、市民税課、資産税課、議会事務局)

政務活動費支出状況 (議会事務局)

市税過年度還付金支出状況 (納税課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係 法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効 率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部契約課、市民税課、資産税課及び納税課並びに議会事務局における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年11月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務

室において予備調査を実施するとともに、令和4年12月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な 事務の執行、管理に努められたい。

記

1 契約課

- (1) 住民訴訟賠償金収入状況について 債権回収、債権整理に向け一定取り組まれているところであるが、引き続き 鋭意債権回収、債権整理に取り組まれたい。
- (2) 報償費支出状況について 適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。

2 市民税課

- (1) 個人市民税・軽自動車税減免状況について 適正に処理されていた。
- (2) 所得証明等手数料収入状況について 適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。

3 資産税課

- (1) 固定資産税(土地・家屋・償却資産)減免状況について 適正に処理されていた。
- (2) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について 適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。

4 納税課

- (1) 納税証明手数料収入状況について 適正に処理されていた。
- (2) 督促手数料収入状況について 適正に処理されていた。
- (3) 市税過年度還付金支出状況について 適正に処理されていた。

5 議会事務局

- (1) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- (2) 政務活動費支出状況について 適正に処理されていた。